

介護等体験（小学校及び中学校の教員免許状取得希望者）

教育職員免許法 5 条別表第 1 号により、小学校または中学校の教員免許状を取得する場合は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号-平成 10 年 4 月 1 日施行）及び「同法律施行規則」（平成 9 年文部省令第 40 号-平成 10 年 4 月 1 日施行）により、「介護等の体験」を行うことが必要です。

栄養科学部栄養科学科においては「養護・介護実習」、教育学部児童幼児教育学科においては「介護等体験実習」がこの介護体験に相当する科目です。

ただし、以下に該当する場合は「介護等の体験」が不要となります。

【介護等の体験が不要となる者】

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」附則 2 に該当する場合
- (2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」第 3 条の「介護等の体験を免除する者」に該当する場合